様式第1号

令和8年12月1日
福井市福祉健康部障がい福祉課

「福井市手話言語条例（素案）」に関する

福井市パブリック・コメントの募集要領

【概要】
　福井市では、手話を独自の言語体系と文化的価値を有する言語として位置付け、その理解促進、普及及び継承を推進するため、新たに「福井市手話言語条例」を制定します。本条例は、平成31年4月に制定した「福井市手話言語及び障がい者コミュニケーション条例」から手話施策に関する規定を独立・充実させるものです。
　この条例素案について、市民の皆様からご意見を募集します。

1. 意見募集の案件名
　福井市手話言語条例（素案）

2. 公表する素案及び資料の名称
　（1）福井市手話言語条例（素案）　概要版
　（2）福井市手話言語条例（素案）

3. 公表する素案及び資料の入手方法
　（1）福井市のホームページに掲載しています。
　　アドレス：https://www.city.fukui.lg.jp/sisei/kotyou/pabcom/top.html
　（2）障がい福祉課（市役所別館1階）等、文書法制課（本館3階）、総合案内（本館1階）、
　　図書館、桜木図書館、美山連絡所、越廼連絡所、清水連絡所の窓口で閲覧できます。

4. 意見の提出期間
　令和8年12月1日（火）～12月25日（金）

5. 意見の提出方法及び提出先
　様式に定めはありません。
　住所・氏名を明記して次のいずれかの方法で提出してください。

　（1）電子メールによる提出
　　アドレス：sfukusi@city.fukui.lg.jp
　（2）ファクシミリによる提出
　　FAX番号：0776－20－5407

(3)直接又は郵送による書面提出

〒910－8511　福井市大手3丁目10番1号

福井市役所　福祉健康部障がい福祉課

（郵送の場合、意見の提出期間最終日の消印まで有効とします。）

(4)電子申請サービスによる提出

アドレス：https://shinsei.e-fukui.lg.jp/fMbpKQzr

6. 提出された意見と市の考え方の公表時期と方法

(1)公表時期：令和9年1月下旬を予定しています。

(2)公表方法：福井市のホームページでご覧いただけます。

また、障がい福祉課、文書法制課、総合案内（本館1階）、図書館、桜木図書館、美山連絡所、越廼連絡所、清水連絡所の窓口でも閲覧できます。

※頂いた御意見は、取りまとめたうえで、それらに対する市の考え方とともに公表します。

※御意見に対する個別の回答はいたしませんので、御了承ください。

※　意見提出の際には、住所・氏名を記入してください。

※　QR コードは(株)デンソーウェーブの登録商標です